

# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第3回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会

日時：令和6年9月27日（金）15：00～  
場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

### 部 会 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

(2) その他

#### 3 閉 会

(案)

令和6年9月27日

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、  
電気機械器具製造業、情報通信機械器具製  
造業最低賃金専門部会  
部会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、  
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員  
梅野巨利  
千田直毅  
三上喜美男

労働者代表委員  
末道辰也  
中島洋  
堀井説也

使用者代表委員  
榮永悟  
新山正幸  
松岡直哉

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(3) 情報通信機械器具製造業

(4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日

(案)

令和6年9月27日

兵庫労働局長  
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、  
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

( 1 ) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

( 2 ) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。 ) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 )

( 3 ) 情報通信機械器具製造業

( 4 ) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が( 1 ) から( 3 ) までに掲げる産業に分類されるものに限る。 )

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

( 1 ) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

( 2 ) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

( 3 ) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,053 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 12 月 1 日

令和6年9月27日

兵庫労働局長  
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、  
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

( 1 ) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

( 2 ) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

( 3 ) 情報通信機械器具製造業

( 4 ) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が( 1 )から( 3 )までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

( 1 ) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

( 2 ) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

( 3 ) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,053 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 12 月 1 日